

一般廃棄物許可業者に ごみ収集を依頼している 事業者の皆様へ

京都市からのお知らせ



業者収集ごみは必ず

透明袋で

(無色透明又は白色透明に限る)

お出しください

黒袋、青袋、ダンボール箱で出されたごみは収集できません。

平成23年1月からは、在庫の黒袋や青袋も使用できません。

缶、びん、ペットボトル、古紙（ダンボール、新聞紙、雑誌等）等の資源物については、収集業者等に分別収集を依頼し、リサイクルしてください。



「業者収集ごみ」とは

オフィスや飲食店等の事業所から出るごみや、一部のマンションのごみが該当します。

産業廃棄物や市の有料指定袋で出されている家庭ごみは該当しません。

京都市では、平成22年6月から、適正排出とリサイクルを推進するため、業者が収集するごみ袋を、透明袋に限定しました。

お問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課 電話 366-1394

京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階

- ・事業ごみの収集依頼や「京都市推奨事業系ごみ袋」の販売について

京都環境事業協同組合 電話691-5516 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

Q&A

Q

Q1 どのような透明袋でごみを出せばよいのですか

A

袋の中に入れた新聞紙の文字が読める程度の透明（無色透明又は白色透明に限る）の袋です。

大きさは、90リットルまでで、ごみを入れても破れない丈夫な袋をお使いください。



Q

Q2 「透明袋」はどのように入手すれば良いのですか

A

スーパーや小売店等でお買い求めください。

収集業者や京都環境事業協同組合（TEL691-5516）でも透明の「京都市推奨事業系ごみ袋」を取り扱っていますので、御相談ください。



Q

Q3 なぜ、「透明袋」で出さなければいけないのですか

A

京都市では、次世代によりよい環境を引き継いでいくため、資源ごみの分別を進めており、ごみが見えることにより、分別意識が高まり、資源ごみの分別が促進されます。

また、危険物の混入防止にも効果があり、収集作業中の事故防止になります。



Q

Q4 黒袋や青袋は平成23年1月以降収集されないのですか？

A

オフィスや飲食店等の事業所については、経過措置として、平成22年12月末までは、在庫の青袋や黒袋等に限り、お使いいただきましたが、それ以降は黒袋、青袋等中身の見えないごみは収集できません。

「透明袋」をご使用ください。

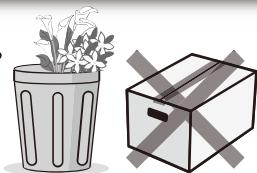
Q

Q5 袋に入れにくいものはどのように出せばいいですか

A

生花等はひも等で束ねてお出しください。袋に入れず、ごみ容器に直接入れて、中身のごみを収集業者に収集してもらって構いません。ただし、そのときは一度収集業者にご相談ください。

また、ダンボール箱に入れてごみを出すことはできません。



一般廃棄物許可業者手数料の引き上げについて

皆様が収集業者に支払われている料金の中から、京都市は焼却処分などに必要となる手数料を徴収しております。今後、この処分手数料を段階的に引き上げますので、適正な料金の負担にご理解、ご協力をお願いします。



変更時期	手数料額	
平成23年3月末まで	100kgまでごとに	650円
平成23年4月～	//	800円
平成26年4月～	//	1,000円

